十勝在宅医療ネットワーク規約

第１章　総　則

（名称）
第１条　　本会は、十勝在宅医療ネットワークと称する。
（事務所）
第２条　　本会の事務局を公益財団法人北海道医療団内に置く。
（構成）
第３条　　本会は在宅医療・介護に関わる医療、介護、福祉従事者をもって構成する。

第２章　目的及び事業

（目的）
第４条　　本会は、十勝において地域の医師が中心となり、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの多職種協働による在宅医療の連携･支援体制を構築し､在宅医療の提供体制を整備するとともに、地域における包括的かつ継続的な質の高い在宅医療の提供を目指し、十勝における在宅医療の推進に努めることを目的とする。
（事業）
第５条　　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）在宅医療連携、支援事業
（2）多職種連携推進事業
（3）人材育成、研修事業
（4）啓発、広報事業

第３章　会　員

（会員資格）
第６条　　本会の会員は、本会の目的に賛同する、十勝管内の在宅医療を提供する医師・医療機関のほか、在宅療養患者に医療・看護・介護・福祉サービスを提供するもの（個人若しくは事業所）とする。
２　会員は在宅医療推進のため、積極的に活動するものとする。
（入会）
第７条　　入会には、別に定める入会申込書により、事務局に申し込むものとする。事務局で申込書を審査し、代表幹事の承諾を得たものについて会員となる。
（会員資格の喪失）
第８条　　会員が各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）退会届の提出をしたとき
（2）会員本人の死亡または第６条に規定する地域からの異動があったとき
（3）会員の所属する団体が消滅したとき
（4）幹事会の決議により除名が決定したとき
（退会）
第９条　　会員は別に定める退会届を代表幹事に提出することで退会することができる。
（除名）
第１０条　長期にわたる会費の不払い、他の会員への迷惑行為、著しい規約違反、本会の名誉を著しく傷つける行為があった場合、幹事会の決議により、除名することができる。

第４章　役　員

（役員）
第１１条　本会に次の役員を置く。

(1) 幹事　　１０名以内
(2) 監事　　１名
２　幹事のうち、１名を代表幹事、１名を副代表幹事とする
３　幹事及び監事は総会において選任する
４　代表幹事、副代表幹事は、幹事の互選によって定める。
(任期)
第１２条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が再任されていない場合には任期満了後最初の総会が終結するまでのその任期を延長する。
３　補欠のため就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(職務)
第１３条　代表幹事は、本会を代表し、会務を統括する。
２　副代表幹事は、代表幹事を補佐し、これに事故があるときは、その職務を代行する。
３　幹事は、幹事会を構成し、この規約の定め及び幹事会の議決に基づき、会務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 会の業務及び財産の状況を監査する。
(2) 監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した場合は総会に報告すること。
(3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
(顧問及び参与)
第１４条　本会に顧問及び参与を置くことができる。
２　顧問及び参与は代表幹事が幹事会の議を経て委嘱する。
３　顧問及び参与は、会務について代表幹事の諮問に答え、または意見を具申する。ただし議決に加わることができない。
４　任期については、役員の任期に準ずる。

第５章　総　会

(総会の種別)
第１５条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
(構成)
第１６条　総会は、会員をもって構成する。
(権能)
第１７条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
(開催)
第１８条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 代表幹事が必要と認めたとき
(2) 会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3) 第１３条第４項第３号の規定により、監事から招集があったとき
(招集等)
第１９条　総会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長を務める。
(定足数)
第２０条　総会は、会員総数の２分の１以上の出席をもって成立する。
(議決事項)
第２１条　次の事項は、総会の議決事項とする。
(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

⑵ 事業報告及び収支決算
⑶ 役員の選出
⑷ 規約の変更
⑸ 解散

（議決）

第２２条　総会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）

第２３条　表決権は、個人会員１名につき１個、団体会員は１団体につき１個、これを有する。

２　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の場合における第２０条及び第２２条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第２４条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が押印しなければならない。

第６章　幹事会

（招集等）

第２５条　幹事会は、代表幹事が必要に応じて招集し、代表幹事が議長を務める。

２　幹事会は、幹事をもって構成し、代表幹事は必要に応じて監事の出席を求めることができる。

（議決事項）

第２６条　幹事会の議決事項は、次のとおりとする。

⑴ 総会に付議すべき事項
⑵ 総会の議決した事項の執行に関する事項
⑶ 会員の除名
⑷ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（定足数等）

第２７条　幹事会には、第２０条、第２２条、第２３条及び第２４条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

第７章　資産および会計

（資産の構成）

第２８条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）入会金及び会費
（2）寄付金品
（3）財産から生じる収入
（4）事業に伴う収入
（5）その他の収入

（資産の管理）

第２９条　本会の資産は、代表幹事が管理し、その方法は、幹事会の議決によりこれを定める。

（事業年度）

第３０条　本会の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算並びに決算等）

第３１条　本会の事業計画及びこれに伴う収支予算並びに事業報告及びこれに伴う収支決算は、代表幹事が作成し、監事の監査を受け、幹事会及び総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、代表

幹事は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

（会費等）

第３２条　会員の入会金、会費及びその徴収は総会で決定する。

第８章　　雑　則

（その他）

第３３条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は幹事会を経て、代表幹事がこれを定める。

附則

第１条　　この規約は、２０１３年１１月３０日から施行する。

２０２１年　５月２１日改定